

道路維持補修工事は シルバーで

弥吉 治一郎 議員

答 可能ならば対象に

問 市は今年4月から簡易舗装などの道路維持補修工事を外注化している。外注化した市道の簡易補修工事はなぜシルバー人材センター（以下シルバー）にやらせなかったのか。シルバーで充分対応できるものだ。現在シルバーへの登録者は400人を超えているが、実際仕事の配分を受けたのは会員の65%程度だ。契約の見直し時にはシルバーも契約の対象にすべ

きではないか。

シルバーも 道路補修の契約相手 になり得る

市長 シルバーの役割、現在の状況も分かっている。道路の補修について、シルバーでできるといふことになれば、当然契約の対象になる。

問 現在シルバーの経営は余剰金を食って成り立っている状態だ。仕事

の拡大が必要だ。シルバーで可能な仕事はシルバーでやってもらい、生きがいのある生活ができる筑後市を創らねばならない。
鬼丸副市長 市の内部で十分検討したい。シルバーの理事長としては、仕事量を増やす必要があると認識している。今後、理事会等で道路維持補修工事ができるか検討する。
※鬼丸副市長は「シルバー人材センター理事長」を兼務しています。



市内あちこちで見られる
道路補修予定箇所（白い○印あり）



議会の豆知識



「附帯意見」

委員会で、議案の採決を行う前に委員会として「将来はこのように改善してほしい」といった意見を決議するものです。予算を編成する権限は市長にありますので、法的拘束力はありませんが、市長に道義的な責任を負わせる効果をもたらすこととなります。

「不納欠損」

市が税等を徴収するときは、

- ①誰が
- ②いくら
- ③どのような性格のお金を納める必要があるのか



を確認した上で徴収額を決定します。この徴収を決定する行為を「調定」といいます。

調定を行ったものの何らかの理由で徴収ができず、今後も徴収の見込みが立たないため、徴収を諦めることを「不納欠損処分」と言います。例えば、債務者が死亡し相続人もいない場合や時効が成立したときなどに不納欠損処分が行われます。